

健康づくりのための教室

講師：合同会社 A-assist 代表 大野 孝徳先生

対象者：養老町内在住のおおむね 65 歳以上の方
開催日：3月17日（金）「高田公民館（38名参加）、3月18日（土）「笠郷自治会館（34名参加）」

2025年には少子高齢社会が急速に進むため、介護や医療の担い手や公的な財源不足により、自分の健康は自分で守っていかなければならなくなっています。

また、生活支援体制整備事業の協議体の話し合いの中で役はやりたくないけど通いの場があると良いといった意見があったため、住み慣れた地域で、なるべく介護を必要とせずに暮らしていけるよう健康づくりのための教室を開催しました。介護予防に関するお話を分かりやすく説明していただき、健康チェックやお家でできるストレッチなどを教わりました。

参加者からは、とてもためになったお話を聞くことができた。こういった教室を今後も定期的に開催してほしいといった声がありました。



ひよこハウス 子育てサロン



皆さんのお住まいの地区公民館・こども園・保育園等で、乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。毎回いろいろな催しがあり、保護者の方も交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

○日程と場所

- 7月5日（水）七夕会 高田公民館
- 8月30日（水）中央公民館
- 9月20日（水）中央公民館

7月5日（水）に高田公民館で開催される七夕会は事前予約が必要です。予約は6月12日（月）8時30分より受付します。定員になり次第予約受付終了となります。養老町社会福祉協議会までお電話でご予約ください。

○定員

各日、先着順 15 組

○参加費

無料、七夕会のみ子供一人 100 円

○時間

午前9時45分～11時45分

○お問い合わせ

養老町社会福祉協議会
☎0584-34-3504

新型コロナウイルスの状況や天候等により中止になることがあります。最新の開催情報は、養老町社会福祉協議会ホームページかお電話でご確認ください。

ヘルプマークはご存知ですか？



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方々が身に付けています。外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方もいます。

思いやりのある行動を よろしくお願いします

▽思いやりのある行動とは？

- ①電車やバスの中では席をお譲りください。
- ②駅や商業施設等で、困っている方を見かけたら、声をかける等の配慮をお願いします。
- ③災害時は、マークの利用者が安全に避難するための支援をお願いします。

心あたたまるご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



株式会社ダイナム 養老店さま
養老町社会福祉協議会へ 食品や日用品など

Studio K5 様	50,000 円
匿名（1件）	100,000 円
小畑公民館運営委員会 様	6,000 円

あなたのご相談に無料でお答えします。

心配ごと相談 あなたのお困りごとの相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）
毎月第2・第3水曜日 午後1時～午後4時

法律相談 弁護士が法律に関する相談を受けます。

○老人福祉センター（2階生活相談室）
毎月第3木曜日 午後1時～午後3時

※予約が必要です。

あらかじめ電話で予約してください。

ホームページでは社会福祉に関する情報を発信しております。



養老町社会福祉協議会

検索

<http://www.yoro-shakyo.jp/>



編集発行 社会福祉法人
養老町社会福祉協議会
養老町高田 79-2
TEL 34-3504
FAX 34-0066
発行日 令和5年6月吉日

事業レポート

令和5年3月8日

第二水曜日の会（養老町直江：蓮光寺）

毎月第二水曜日に集まり、茶話会や創作活動などを行っています。活動費も助成金などは申請せず自分たちで賄っています。茶話会では、終始和やかに笑いの絶えない楽しい会でした。

このような住民主体の通いの場を土台とし、仲間や支え合う地域がつくられ、介護予防や健康寿命の延伸につながることを目指したいと思います。



令和5年4月28日

春の遠足～どうする家康IN関ヶ原（関ヶ原町：古戦場記念館 他）

養老福祉作業所では、春に遠足（所外活動）を行っています。今年は、養老鉄道とJR東海道線を乗り継ぎ、電車に乗って関ヶ原まで行ってきました。天候にも恵まれ、心地よい春風を受けながら歩くことができました。

遠足のテーマを～どうする家康IN関ヶ原～とし、今話題の史跡巡りをしました。古戦場記念館では、臨場感あふれるシアター観覧や、大河ドラマに出演する人気俳優の等身大パネルと一緒に記念撮影をしました。

そして、笹尾山では全員で登山して同じお弁当を食べたりして、利用者同士が楽しさを共有することができました。



養老町社会福祉協議会 令和5年度 事業計画

少子高齢化による人口減少の波は、地域の担い手の減少を招き、それを背景に様々な課題が顕在化しており、地域・家庭・職場という生活領域における支えあいの基盤も弱まってきています。老老世帯、単独世帯のみならず、人と人とのつながりが失われ、地域から孤立し必要な社会的資源につながりにくくなり、生活の質が低下する人も少なくありません。様々な困難に直面した場合、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるつながりのある社会を再構築するために、お互いが配慮し存在を認めあい、そして時に誰もが役割を持ち支えあうことで頼れる先を持つことが求められています。

コロナ禍の終息の兆しが見え始めたいまこそ、住民同士のつながりを保ち続けられるよう、地域住民の皆様との信頼関係の構築、また、行政や地域等の関係機関との連携を更に深め、様々な事業を通じて地域力向上を目指してまいります。

>> 次のページで、主な活動及び事業の計画を記載します。

養老町社会福祉協議会 令和5年度 事業計画（主な活動及び事業）

1. 法人運営事業

- 組織の基盤強化、円滑な運営の計画立案等を行う。
- (1) 会員会費及び自主財源の確保
 - ①一般会費 1口800円 ②特別会費 1口3,000円
- (2) 理事会・評議員会の開催
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催
- (4) 支部長会の開催及び支部社協活動の支援
- (5) 戦没者追悼式の開催（令和5年9月10日）
- (6) 福祉サービス苦情解決制度
- (7) 事業の方向性等に関する検討

2. 企画広報事業

- 地域福祉活動への理解と、住民の参加を促進するため、定期的に情報を発信する。
- (1) 広報誌「社協だより」の発行
- (2) 社会福祉大会の開催（令和5年9月30日）
- (3) ホームページを活用した情報提供

3. 相談事業

- 住民の抱える日常での様々な心配ごと、悩み事また法律上の悩みを解決するため、相談窓口の開設や各関係機関との連携を行うことで問題解決を図る。
- (1) 心配ごと相談の実施（毎月第2・3水曜日）
- (2) 行政相談の実施
- (3) 人権相談の実施
- (4) 弁護士による無料法律相談の実施（毎月第3木曜日）
- (5) 心配ごと相談員研修会の開催

4. ボランティア活動事業

- ボランティア活動を促進し、地域住民に寄り添った支援を行うとともに、次世代を担う子どもたちに学び・体験する機会を提供し、成長を支援する。
- (1) 情報発信の充実
- (2) ボランティア活動の相談・需給調整
- (3) ボランティアルームの提供
- (4) 福祉共育の推進
- (5) 福祉協力校への助成
- (6) ボランティア保険の加入促進
- (7) 災害ボランティア養成講座の実施

5. 地域福祉活動推進事業

- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民が自主的に地域福祉活動を行うこと支援する。
- (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- (2) 友愛訪問事業
- (3) ひとり親家庭児童の社会見学の実施
- (4) ひとり親家庭福祉事業の援助
- (5) 園児と高齢者の交流事業の援助
- (6) レクリエーション活動物品の貸出
- (7) ひとり暮らし老人給食サービスの実施（年3回）
- (8) 生活支援体制整備事業の実施及び推進
- (9) 福祉推進委員の創設及び推進

6. 敬老事業

- 多年にわたり地域及び社会に貢献してきた高齢者を敬愛するとともに、高齢者の長寿を祝うことを目的とした事業を実施する。
- (1) 各支部による敬老会の開催
- (2) 長寿祝金事業

7. 在宅福祉活動推進事業

- 車両及び各種器具の貸出を行い、在宅高齢者及び障がい者等の介護や社会参加を支援する。
- (1) 福祉車両（リフトカー）の貸出
- (2) 車いす・点字器・アイマスク等福祉資材の貸出

8. 共同募金配分事業

- 共同募金活動を実施することで、地域福祉活動のための財源を確保するとともに、共同募金の理解を深める。
- (1) 赤い羽根共同募金運動の実施
- (2) 歳末たすけあい募金運動の実施
- (3) 障がい（児）者福祉事業実施団体への支援
- (4) 児童福祉事業実施団体への支援

9. 生活福祉資金貸付事業

- 低所得者、障がい者または高齢者を対象に相談支援、資金の貸付を行うことで世帯の経済的自立や生活の安定を図る。
- (1) 生活福祉資金の貸付・償還指導
- (2) 同和更生資金の償還指導
- (3) 特例貸付債権管理・償還指導
- (4) 生活支援相談センターとの連携による生活困窮者への支援

10. 生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業

- 介護保険制度で「自立」と判定され、かつ一人で暮らす高齢者の方で、通常の日常生活を営むのに支障が発生した場合にホームヘルパーを派遣し、家事援助を行います。
- (1) 生活管理指導員（ホームヘルパー）による良質なサービスの提供

11. 子育て支援事業

- 子育ての不安を気軽に相談できる場、情報交換ができる場、子育ての仲間づくりの場となるサロンを開催することで、地域での子育てを支援する。
- (1) ひよこハウス子育てサロンの開催
- (2) ひよこハウス（季節イベント）の開催
- (3) 子育て相談

12. 福祉サービス利用援助事業

- 高齢者や障がい者の方々が、安心して自立した地域生活を送れるように、契約に基づき必要な支援をする。
- (1) 日常生活自立支援事業の実施
 - ①福祉サービス利用援助
 - ②日常的金銭管理サービス
 - ③書類等預かりサービス

13. 成年後見推進事業

- 地域住民の抱える権利擁護に関する課題解決のための支援体制の整備及び成年後見制度の利用促進を図る。
- (1) 成年後見制度の利用促進及びPR
- (2) 法人後見事業受任に向けた体制整備

14. 障がい者相談支援事業

- 障がい者（児）やその家族を対象として、各関係機関等との密な連携のもと利用者等の相談支援を行い、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。
- (1) 障がい者相談支援事業所の運営
 - ①特定相談支援事業
 - ②障害児相談支援事業
- (2) 相談支援に関する広報啓発

15. 老人福祉センター管理運営事業

- 指定管理者としての適切な施設運営及び高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための活動の場の提供を行い、地域の福祉の増進を図る。
- (1) 同好会・クラブ活動に対する活動の場の提供
- (2) 生きがいと健康づくり
- (3) レクリエーション
- (4) サービスの質の向上と運営の効率化
- (5) 安心して利用できる施設の維持管理

16. 養老福祉作業所運営事業

- 福祉作業所の適切な運営及び利用者の生活支援と福祉向上、社会参加の促進に努める。
- (1) 利用者の立場に立ったサービス提供
- (2) 必要な指導、訓練を適切に行い、能力に応じた職業の提供
- (3) 施設外就労の提供
- (4) 利用者の健康管理、健康診断の実施
- (5) 音楽療法やダンス、書道など趣味・教養の取り組み
- (6) 保護者会と協働し、地域に開かれた施設運営
- (7) 市町村や保健医療サービス、福祉サービス提供事業所との密な連携

17. グループホーム運営事業

- 利用者の皆様が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の支援を行う。
- (1) 職員の資質向上を図るとともに質の高いサービスの提供
- (2) 地域との結びつきを大切にした地域に開かれた施設づくり
- (3) 共同生活を行うために必要な相談援助
- (4) 透明性のある健全かつ多様な運営の工夫